

人事委員会年報

平成26年度

山梨県人事委員会

目 次

組織及び運営

1 人事委員会

| | |
|-------------------------|---|
| (1) 人事委員会の設置 | 1 |
| (2) 人事委員会の権限 | 1 |
| (3) 人事委員会の構成 | 1 |
| (4) 人事委員会の運営 | 2 |
| (5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況 | 6 |
| (6) 条例・規則の制定に伴う意見等 | 8 |

2 事務局

| | |
|----------------|---|
| (1) 組織 | 9 |
| (2) 職員の定員・現員 | 9 |
| (3) 分掌事務 | 9 |

事業の概要

1 職員の任用

| | |
|----------------|----|
| (1) 任用制度の概説 | 10 |
| (2) 職員の採用 | 10 |
| (3) 職員の昇任 | 16 |
| (4) 広報等の取り組み | 16 |

2 職員の給与

| | |
|------------------------|----|
| (1) 職員の給与実態調査 | 18 |
| (2) 民間の給与実態調査 | 19 |
| (3) 職員の給与等に関する報告及び勧告 | 21 |
| (4) 勧告の実施状況 | 25 |

3 職員の利益保護

| | |
|----------------------|----|
| (1) 勤務条件に関する措置要求 | 27 |
| (2) 不利益処分に関する不服申立て | 27 |
| (3) 苦情相談 | 28 |
| (4) 分限処分及び懲戒処分の状況 | 29 |

4 職員団体

| | |
|----------------|----|
| (1) 職員団体の登録 | 30 |
| (2) 管理職員等の範囲 | 31 |

5 労働基準監督機関の職権行使

| | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 労働基準法による事業区分の決定 | 33 |
| (2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組 | 33 |
| (3) 平成 26 年 4 月 1 日現在の号別区分と労働基準監督機関 | 33 |
| (4) 労働基準法等に基づく職権行使 | 34 |

組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

平成27年3月31日現在の委員は次のとおりである。

| 職名 | 氏名 | 勤務形態 | 任期 | 摘要 |
|-----|-------|------|--|------|
| 委員長 | 石川 善一 | 非常勤 | 平成24年 7月10日～28年 7月 9日（1期目） （委員長 平成26年1月6日～） | 弁護士 |
| 委員 | 中矢 恵三 | 非常勤 | 平成24年 7月24日～28年 7月23日（2期目） | 会社役員 |
| 委員 | 小俣 二也 | 非常勤 | 平成26年 1月 6日～30年 1月 5日（2期目） | 医師 |

(4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）

人事委員会の平成26年度の会議開催回数は24回で、付議した議案等の件数は、議案81件、報告25件、その他5件、計111件となっており、その内容は、次のとおりである。

| 回数 | 開催年月日 | 議案等 |
|------|-----------|--|
| 2224 | 26. 4. 3 | (議案) 1 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 (報告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 第83回(平成26年度)山梨県警察官A採用試験の第1次試験試験会場決定の件 3 選考採用結果の件 4 平成25年4月時点におけるラスパイレス指数の件 (その他) 1 人事委員会事務局職員の分掌事務について |
| 2225 | 26. 4. 22 | (議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 3 職員の任用に関する規則の一部改正の件 4 平成26年度山梨県職員採用試験等の試験職種別採用予定人員決定の件 5 平成26年度山梨県職員採用上級試験実施細目決定の件 6 平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の受験資格決定の件 (報告) 1 任用候補者選択結果の件 2 平成26年職種別民間給与実態調査の件 3 対県共闘会議の給与制度の総合的見直しに対する申し入れの件 |
| 2226 | 26. 5. 16 | (議案) 1 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正の件 2 第83回(平成26年度)山梨県警察官A採用試験第1次試験合格者決定の件 3 措置要求受理決定の件 (報告) 1 選考採用結果の件 |
| 2227 | 26. 6. 6 | (議案) 1 平成26年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 2 第84回(平成26年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験実施細目決定の件 3 身体障害者を対象とした平成26年度山梨県職員採用選考試験実施細目決定の件 (報告) 1 第83回(平成26年度)山梨県警察官A採用試験第2次試験合格者の件 (その他) 1 平成26年度山梨県職員採用上級試験申込状況について |
| 2228 | 26. 6. 17 | (議案) 1 昇任候補者選考実施の件 (報告) 1 措置要求の件 |
| 2229 | 26. 6. 27 | (議案) 1 平成26年度山梨県職員採用上級試験第1次試験合格者決定の件 |

| | | |
|------|----------|--|
| | | <p>2 採用候補者選考実施の件 (報 告) 1 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件</p> |
| 2230 | 26. 7.25 | <p>(議 案) 1 第83回(平成26年度)山梨県警察官A採用試験採用候補者名簿確定の件 2 平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験実施細目決定の件 3 措置要求審査の件 (報 告) 1 不服申立書受付の件</p> |
| 2231 | 26. 8. 8 | <p>(議 案) 1 平成26年度山梨県職員採用上級試験第2次試験合格者決定の件 2 不服申立書の補正の件 3 不服申立書受理の件</p> |
| 2232 | 26. 8.29 | <p>(議 案) 1 平成26年度山梨県職員採用上級試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 採用候補者選考実施の件 3 平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の採用予定人員変更の件 4 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 5 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 6 措置要求審査の件 (報 告) 1 平成26年人事院勧告の概要の件 2 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件 (その他) 1 人事委員会事務局職員の分掌事務について</p> |
| 2233 | 26. 9.12 | <p>(議 案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 1 関東甲信越静職員組合の2014人事委員会勧告に関する要請の件</p> |
| 2234 | 26. 9.19 | <p>(議 案) 1 山梨県学校職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 1 連合山梨の2014年人事委員会勧告に関わる要請の件</p> |
| 2235 | 26. 9.26 | <p>(議 案) 1 平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 第84回(平成26年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第1次試験合格者決定の件 3 職員の給与等に関する報告及び勧告の件</p> |
| 2236 | 26.10. 3 | <p>(議 案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 1 措置要求の件</p> |
| 2237 | 26.10.10 | <p>(議 案) 1 平成26年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第1次試験合格者決定の件</p> |

| | | |
|------|----------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 2 身体障害者を対象とした平成26年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 3 身体障害者を対象とした平成26年度山梨県職員採用選考試験実施細目変更の件 4 平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の採用予定人員変更の件 5 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 6 措置要求判定の件 <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 平成26年不第1号事案に係る準備手続(第1回)の件 |
| 2238 | 26.10.17 | <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第84回(平成26年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第2次試験合格者の件 |
| 2239 | 26.11.14 | <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 平成26年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験最終合格者決定並びにこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第2次試験合格者決定の件 3 身体障害者を対象とした平成26年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件 <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (公社)山梨県獣医師会等からの公務員獣医師の処遇改善に係る要請の件 |
| 2240 | 26.11.28 | <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 第84回(平成26年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験採用候補者名簿確定の件 3 採用候補者選考実施の件 4 措置要求判定の件 <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 平成26年不第1号事案に係る準備手続(第2回)の件 |
| 2241 | 26.12.15 | <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 意見聴取の件 2 平成26年度山梨県資格免許職職員採用試験(第2回)実施細目決定の件 3 平成26年不第1号事案に係る口頭審理への証人喚問の件 4 平成26年不第1号事案に係る第1回口頭審理の委任の件 |
| 2242 | 26.12.25 | <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 山梨県職員の配偶者同行休業に関する規則制定の件 2 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件 3 初任給調整手当に関する規則の一部改正の件 4 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 不服申立書受付の件 2 平成26年4月時点におけるラスパイレス指数の件 |
| 2243 | 27.1.30 | <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 採用候補者選考実施の件 2 平成27年度山梨県職員採用試験等の日程及び受験資格決定の件 3 不服申立事案却下の件 <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 平成26年不第1号事案に係る口頭審理の件 2 平成26年度山梨県資格免許職職員採用試験(第2回)不実施の件 |

| | | |
|------|----------|--|
| 2244 | 27. 2.16 | (議案) 1 意見聴取の件 2 平成 27 年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員決定の件 3 第 85 回(平成 27 年度)山梨県警察官 A 採用試験実施細目決定の件 |
| 2245 | 27. 2.27 | (議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 単身赴任手当に関する規則の一部改正の件 4 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 5 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正の件 6 昇任候補者選考実施の件 7 採用候補者選考実施の件 (その他) 1 平成 27 年度採用試験の見直し(案)について |
| 2246 | 27. 3.24 | (議案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 平成 26 年改正職員給与条例附則第 5 条等の規定による給料に関する規則の制定の件 4 山梨県職員の平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則等の制定の件 5 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定の件 6 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件 7 地域手当に関する規則の一部改正の件 8 寒冷地手当支給規則の一部改正の件 9 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正の件 10 山梨県人事委員会事務専決規程の一部改正の件 11 人事委員会事務局職員の人事の件 (その他) 1 人事委員会委員長の辞任について |
| 2247 | 27. 3.27 | (議案) 1 不服申立事案裁決の件 |

(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成26年度中に制定し、又は改廃した規則、訓令及び告示は次のとおりである。

ア 規 則

| 規則番号 | 公布年月日 | 規 則 名 | 概 要 |
|--------------|----------|--|---|
| (平成26年) 第12号 | 26. 4.17 | 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | 平成26年4月1日付けの組織改編等に伴う支給対象所属の改正 |
| 第13号 | 26. 4.28 | 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | 防衛医科大学校における4年制課程の看護学科新設に伴う、学歴免許等資格区分表の改正 |
| 第14号 | 26. 4.28 | 管理職職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 知事部局において組織改正等に係る職の新設、廃止に伴う改正 |
| 第15号 | 26. 4.28 | 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 | 職員採用資格免許職試験における試験職種の追加等による改正 |
| 第16号 | 26. 6.19 | 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 | 雇用保険法の改正により、就業促進手当の一つとして就業促進定着手当の制度が新設されたことに伴う所要の改正 |
| 第17号 | 26. 9.29 | 山梨県学校職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | 義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方針の見直しにより、国の方針にそった給与体系の推進のための所要の改正 |
| 第18号 | 26.12.26 | 山梨県職員の配偶者同行休業に関する規則 | 平成25年11月に改正された地方公務員法に基づき、本県でも本年12月に条例が制定されたことに伴う規定の制定 |
| 第19号 | 26.12.26 | 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 | 平成26年人事委員会報告及び勧告に鑑み一部改正された給与条例等の施行に伴う所要の改正 |
| 第20号 | 26.12.26 | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 平成26年12月期の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴う勤勉手当の成績率の改正 |
| 第21号 | 26.12.26 | 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 | 平成26年人事委員会報告及び勧告に鑑み一部改正された初任給調整手当の額の見直しに関し、人事院勧告に準じた所要の改正 |
| (平成27年) 第1号 | 27. 3. 9 | 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 | 単身赴任手当について、交通距離区分の増設等の加算額、再任用職員への支給、平成30年3月までの特例等についての所要の改正 |
| 第2号 | 27. 3. 9 | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 勤勉手当の支給月数の改正に伴う、成績率の改正 |
| 第3号 | 27. 3.11 | 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | 平成27年3月の警察本部の組織改編等に伴う管理職手当支給区分表の改正 |
| 第4号 | 27. 3.11 | 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | 平成27年3月の警察本部の組織改編等に伴う管理職手当支給区分表の改正 |
| 第5号 | 27. 3.31 | 平成26年改正職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則 | 平成27年4月1日の新給料表への切替にあたり、経過措置(現給保障)を設けて支給することに伴う規定の制定 |

| 規則番号 | 公布年月日 | 規 則 名 | 概 要 |
|------|----------|----------------------------------|--|
| 第 6号 | 27. 3.31 | 山梨県職員の平成27年4月1日における号給の調整に関する規則 | 給与構造改革期間中（H18-H21）に受けた昇給抑制に対する回復措置にあたり、平成26年4月1日に1号給の昇給回復を行う職員等について規定 |
| 第 7号 | 27. 3.31 | 山梨県学校職員の平成27年4月1日における号給の調整に関する規則 | |
| 第 8号 | 27. 3.31 | 山梨県警察職員の平成27年4月1日における号給の調整に関する規則 | |
| 第 9号 | 27. 3.31 | 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則 | 平成 27 年 4 月 1 日施行予定の地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育長の営利企業等の従事に係る制限の対象となる地位が人事委員会規則で定めるものとされたことから新たに規則を制定 |
| 第10号 | 27. 3.31 | 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 | 条例等の一部改正により、給料表の改正、管理職員特別勤務手当の支給対象拡大、H27.4の組織改編に伴う改正 |
| 第11号 | 27. 3.31 | 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 | 地域手当の級地区分等の見直し等に伴い、国に準じた級地区分及び支給割合についての改正及び経過措置の改正 |
| 第12号 | 27. 3.31 | 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則 | 新たな気象データ（メッシュ平年値2010）に基づく支給地域及び支給公署の見直し等所要の改正 |
| 第13号 | 27. 3.31 | 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則 | 平成27年4月1日から適用される新給料表の給料月額について、経過措置を行うことにより、教職調整額についても現給保障することによる所要の改正 |

イ 訓 令

| 訓令番号 | 公布年月日 | 訓 令 名 | 概 要 |
|-------------|----------|--------------------------|------------------------------------|
| (平成27年) 第1号 | 27. 3.31 | 山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 | 行政事務の能率的な運営を図るため、事務局長専決事項の追加等所要の改正 |

ウ 告 示

| 告示番号 | 公布年月日 | 告 示 名 | 概 要 |
|------|-------|-------|-----|
| | | | |

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定等に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。平成26年度中は以下の条例制定及び改正に伴い意見を求められた。

| 意見提出 年月日 | 議案 番号 | 件名 | 条例の概要 | 意見 |
|-------------|----------|--|--|---------|
| 26.12.15 | 第127号議案 | 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件 | 地方公務員法等の一部改正に鑑み、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める | 適当と考える。 |
| | 第133号議案 | 山梨県知事、副知事、公営企業管理者、教育長及び条例監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件のうち教育長に係るもの | 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改正等に鑑み、特別職の職員等についても同様の措置を講ずる | |
| | 第135号議案 | 山梨県職員の給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件 | 給与に関する報告及び勧告等に鑑み、所要の改正を行う | |
| | 第136号議案 | 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件 | | |
| | 第137号議案 | 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件 | | |
| | 第138号議案 | 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件 | 国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、退職手当の調整額について所要の改正を行う。 | |

イ 規則等制定に伴う協議

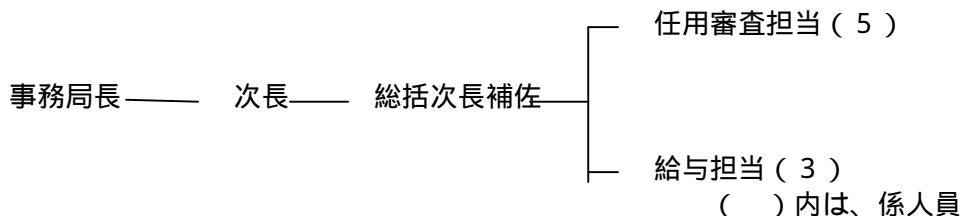
条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない

| 意見提出 年月日 | 議案 番号 | 件名 | 条例の概要 | 意見 |
|-------------|----------|--------|---|---------|
| 27. 2.16 | 第1号 | 意見聴取の件 | 産業教育手当の支給割合等について、定時制通信教育手当を受けるものに適用される産業教育手当の支給割合を改正する。 | 適当と考える。 |

2 事務局

(1) 組織 (平成26年4月1日現在)

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く(法第12条)。事務局の組織は、2担当で、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員 (平成26年4月1日現在)

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

| 事務局長 | 事務職員 | 合計 |
|------|------|-----|
| 1人 | 10人 | 11人 |

(3) 分掌事務 (平成26年4月1日現在)

(任用審査担当)

- 人事委員会の会議事務に関する事。
- 事務局の庶務・経理に関する事。
- 人事行政の運営に関する総合的計画に関する事。
- 職員の競争試験に関する事。
- 職員の選考に関する事。
- 任用候補者名簿に関する事。
- 臨時的任用に関する事。
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関する事。
- 勤務成績の評定に関する事。
- 研修に関する総合的計画に関する事。
- 人事記録の管理に関する事。
- 職階制に関する計画の立案に関する事。
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
- 職員の不服申立ての審査に関する事。
- 職員団体の登録に関する事。

(給与担当)

- 給与に関する調査統計に関する事。
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関する事。
- 給与に関する報告及び勧告に関する事。
- 職員に対する給与の支払監理に関する事。
- 職員の苦情の処理に関する事。
- 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関する事。
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。

事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない(法第15条)。

イ 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる(法第17条第1項)。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げない(法第17条第3項)。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級試験、初級試験、資格免許職職員採用試験、民間企業等職務経験者職員採用試験、警察官採用試験、小中学校事務職員採用試験に区分して実施しており、平成26年度の受験者数は、計1,702人(上級792人、初級41人、資格免許職3人、民間企業等職務経験者8人、警察官625人、小中学校事務233人)となっている。

(ア) 平成26年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級試験

全体では、受験者数792人に対し、最終合格者数は107人で、競争率は前年度を0.5ポイント下回り、7.4倍となった。

このうち、行政職(及び)では525人が受験し、最終合格者数は51人で、競争率は前年度を0.2ポイント上り、10.3倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の25.4%を3.6ポイント上回り、29.0%となった。

b 初級試験

全体では、受験者数41人に対し、最終合格者数は4人で、競争率は前年度を4.4ポイント上回り、10.3倍となった。

c 民間企業等職務経験者職員採用試験

平成26年度は、農業土木職及び薬剤師を実施し、全体では受験者数8人に対し、最終合格者数は2人で、競争率は前回(平成25年度)の総合土木職を3.0ポイント下回り、4.0倍となった。

d 警察官採用試験

全体では、受験者数625人に対し、最終合格者数は105で、競争率は前年度を0.8ポイント下回り、6.0倍となった。

このうち、大学を卒業(卒業見込みの者を含む)した者を対象とする警察官採用試験Aでは、受験者数452人に対し、最終合格者数は78人で、前年度を1.3ポイント下回り、5.8倍となった。

なお、警察官採用試験の第2次試験及び第3次試験の実施については、職員の任用に関する規則(昭和59年人事委員会規則第2号。以下「任用規則」という。)第11条第2項の規定により、

警察本部長に委任している。

e 小中学校事務職員採用試験

受験者数233人に対し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を6.1ポイント下回り、23.3倍となった。

(イ) 平成26年度の各競争試験の日程

| 区分 | 受付期間 | 第1次試験日 | 第1次試験地 | 第2次試験日 | 第2次試験地 | 第3次試験日 | 第3次試験地 | 最終合格発表日 | |
|---------------------------------|---|---|---------|--|---------------------|----------------------------------|------------------------------------|----------|----------|
| 上級試験 | インターネット 26.5.14～26.5.23 持参及び郵送 26.5.14～26.5.30 | 26.6.22 | 甲府市 | ・26.7.6 ・26.7.26 ～26.8.3 のうち指定する1日 | 甲府市 | 26.8.21 ～26.8.23 のうち指定する1日 | 甲府市 | 26.8.29 | |
| 初級試験 資格免許職職員試験 小中学校事務職員試験 | インターネット 26.8.11～26.8.25 持参及び郵送 26.8.11～26.9.1 | 26.9.28 | 甲府市 | ・26.10.19 ・26.11.6 ～26.11.7 のうち指定する1日 | 甲府市 | - | - | 26.11.14 | |
| 民間企業等 職務経験者試験 | インターネット 26.8.15～26.9.5 | 26.9.21 | 甲府市 | ・26.10.19 ・26.11.1 ～26.11.2 のうち指定する1日 | 甲府市 | 26.11.23 | 甲府市 | 26.11.28 | |
| 警察官採用試験 | 第1回 A(男性) A(女性) | インターネット 26.3.20～26.4.11 持参及び郵送 26.3.20～26.4.18 | 26.5.11 | 甲府市 | 26.5.24 ～26.5.25 | 甲府市 | 26.7.8 ～26.7.9 のうち指定する1日 | 甲府市 | 26.7.25 |
| | 第2回 A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) B(男性) B(女性) | インターネット 26.7.28～26.8.15 持参及び郵送 26.7.28～26.8.22 | 26.9.21 | 甲府市 | 26.10.4 ～26.10.5 | 甲府市 | 26.11.17 ～26.11.18 のうち指定する1日 | 甲府市 | 26.11.28 |

(ウ)平成26年度の各競争試験の受験資格・試験方法

| 区分 | 受験資格 | 試験方法 |
|----------------|---|--|
| 上級試験 | <p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～35歳 (平成27年4月1日現在) イ 21歳(平成27年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を平成27年3月までに卒業若しくは卒業見込みの者又は人事委員会が同等以上の学力があると認める者</p> <p>2 社会福祉、薬剤師、保健師、学芸員にあっては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p> | <p>第1次試験 教養試験 択一式40題(一部選択解答制) 120分</p> <p>専門試験(行政以外) 事務系職種 択一式40題(一部選択解答制) 120分 技術系職種 択一式40題 120分 学芸員、文化財主事 記述式 120分</p> <p>自己アピール試験 行政 記述式 90分</p> <p>第2次試験 人物試験 適性検査 人物試験 集団討論 個別面接</p> <p>第3次試験 論文試験 1題 1,200字 90分 人物試験 個別面接</p> |
| 初級試験 | <p>18歳～21歳 (平成27年4月1日現在)</p> | <p>第1次試験 教養試験 択一式50題 120分</p> |
| 小中学校事務職員試験 | <p>18歳～29歳 (平成27年4月1日現在)</p> | <p>第2次試験 作文試験 1題 800字 60分 人物試験 適性検査 人物試験 集団面接 個別面接</p> |
| 資格免許職員試験 | <p>作業療法士、言語聴覚士 1 ～29歳 (平成27年4月1日現在)</p> <p>2 免許取得者(取得見込者を含む)に限る。</p> | |
| 民間企業等職務経験者職員試験 | <p>農業土木、薬剤師 1 ～59歳 (平成27年4月1日現在)</p> <p>2 民間企業等における職務経験が5年以上 (平成26年3月末現在)</p> <p>3 薬剤師にあっては薬剤師免許を有する者</p> | <p>第1次試験 教養試験 択一式40題 120分 専門試験(農業土木のみ) 択一式30題 120分</p> <p>第2次試験 人物試験 適性検査 人物試験 集団討論 個別面接</p> <p>第3次試験 論文試験 1題 1200字 90分 人物試験 個別面接</p> |

| 区分 | | 受験資格 | 試験方法 |
|---------|------------------------------|---|--|
| 警察官採用試験 | A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) | <p>1 22歳～30歳 (平成27年4月1日現在)</p> <p>2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成27年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</p> <p>3 武道指導は、上記に加え、次のいずれかの要件が必要。 (ア)柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者 (イ)剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者 (ウ)(ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者</p> | <p>第1次試験 A,B:教養試験 択一式50題 A:150分 B:120分</p> <p>資格加点(武道/英語)あり 武道指導は次の試験も実施。 実技試験 身体検査</p> <p>第2次試験 A,B:身体検査(1回目) A,B:体力試験 A,B:人物試験(集団面接) 武道指導は身体検査、体力試験は免除。</p> <p>第3次試験 A:論文試験(第1次試験日に実施) 90分 1,200字 B:作文試験(第1次試験日に実施) 60分 800字 A,B:人物試験(第2次試験日に実施)(適性検査) A,B:人物試験(個別面接) A,B:身体検査(2回目) 武道指導の論文試験は第2次試験日に実施。</p> |
| | B(男性) B(女性) | <p>1 18歳～30歳 (平成27年4月1日現在)</p> <p>2 警察官Aの学歴要件に該当しない者</p> | |

(工)平成26年度の職員採用試験の実施状況

| 区 分 | 職 種 | 採用予 定人員 | 申込者数 | | | 1 次 試 験 | | | | | | 2 次 試 験 | | | | | | 3次試験(上級、民間、警察以外は2次試験) | | | | | 前 年 度 倍 率 | |
|-----------------------|-------------|------------|------|-------|-----|---------|-------|-------|-----|-----|-----|---------|-------|-------|-----|-----|-----|-----------------------|-------|-------|-------|------|-----------------------|------|
| | | | A | 女性 | B | 女性 | B/A | C | 女性 | B/C | D | 女性 | D/C | E | 女性 | D/E | F | 女性 | E/F | G | 女性 | B/G | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 受験者数 |
| 上 級 | 行政 | 48 | 601 | 176 | 509 | 157 | 84.7 | 154 | 27 | 3.3 | 140 | 23 | 90.9 | 73 | 17 | 1.9 | 69 | 15 | 94.5 | 48 | 13 | 10.6 | 10.1 | |
| | 行政 | 3 | 17 | 6 | 16 | 6 | 94.1 | 9 | 3 | 1.8 | 9 | 3 | 100.0 | 4 | 2 | 2.3 | 4 | 2 | 100.0 | 3 | 2 | 5.3 | 12.0 | |
| | 警察行政 | 7 | 76 | 37 | 68 | 33 | 89.5 | 23 | 8 | 3.0 | 22 | 8 | 95.7 | 11 | 3 | 2.0 | 11 | 3 | 100.0 | 7 | 3 | 9.7 | 17.0 | |
| | 社会福祉 | 5 | 57 | 29 | 48 | 25 | 84.2 | 17 | 8 | 2.8 | 17 | 8 | 100.0 | 8 | 4 | 2.1 | 8 | 4 | 100.0 | 5 | 2 | 9.6 | 6.7 | |
| | 薬剤師 | 4 | 6 | 4 | 6 | 4 | 100.0 | 5 | 3 | 1.2 | 5 | 3 | 100.0 | 4 | 2 | 1.3 | 4 | 2 | 100.0 | 4 | 2 | 1.5 | 1.0 | |
| | 化学 | 1 | 28 | 6 | 21 | 6 | 75.0 | 5 | 0 | 4.2 | 5 | 0 | 100.0 | 3 | 0 | 1.7 | 3 | 0 | 100.0 | 1 | 0 | 21.0 | - | |
| | 農業 | 7 | 30 | 7 | 23 | 5 | 76.7 | 21 | 5 | 1.1 | 20 | 5 | 95.2 | 11 | 4 | 1.8 | 10 | 4 | 90.9 | 7 | 3 | 3.3 | 11.0 | |
| | 林業 | 7 | 25 | 8 | 20 | 8 | 80.0 | 18 | 6 | 1.1 | 14 | 5 | 77.8 | 11 | 2 | 1.3 | 11 | 2 | 100.0 | 8 | 1 | 2.5 | 5.0 | |
| | 土木 | 15 | 32 | 2 | 30 | 1 | 93.8 | 22 | 1 | 1.4 | 21 | 1 | 95.5 | 16 | 1 | 1.3 | 15 | 1 | 93.8 | 15 | 1 | 2.0 | - | |
| | 農業土木 | 2 | 4 | 1 | 3 | 1 | 75.0 | 3 | 1 | 1.0 | 2 | 0 | 66.7 | 1 | 0 | 2.0 | 1 | 0 | 100.0 | 1 | 0 | 3.0 | - | |
| | 保健師 | 3 | 12 | 9 | 11 | 8 | 91.7 | 9 | 6 | 1.2 | 9 | 6 | 100.0 | 5 | 4 | 1.8 | 5 | 4 | 100.0 | 3 | 2 | 3.7 | 6.0 | |
| | 学芸員 | 1 | 24 | 15 | 17 | 10 | 70.8 | 5 | 5 | 3.4 | 4 | 4 | 80.0 | 3 | 3 | 1.3 | 3 | 3 | 100.0 | 2 | 2 | 8.5 | 10.0 | |
| | 文化財主事 | 1 | 17 | 4 | 13 | 3 | 76.5 | 6 | 1 | 2.2 | 6 | 1 | 100.0 | 3 | 1 | 2.0 | 3 | 1 | 100.0 | 2 | 0 | 6.5 | 5.5 | |
| 研究(機械) | 1 | 12 | 1 | 7 | 0 | 58.3 | 5 | 0 | 1.4 | 4 | 0 | 80.0 | 2 | 0 | 2.0 | 2 | 0 | 100.0 | 1 | 0 | 7.0 | 7.0 | | |
| 上級計 | | 105 | 941 | 305 | 792 | 267 | 84.2 | 302 | 74 | 2.6 | 278 | 67 | 92.1 | 155 | 43 | 1.8 | 149 | 41 | 96.1 | 107 | 31 | 7.4 | 7.9 | |
| 初 級 | 行政 | 2 | 29 | 9 | 23 | 8 | 79.3 | 10 | 4 | 2.3 | - | - | - | - | - | - | 9 | 4 | 90.0 | 2 | 0 | 11.5 | 5.0 | |
| | 警察行政 | 2 | 13 | 8 | 13 | 8 | 100.0 | 8 | 4 | 1.6 | - | - | - | - | - | - | 8 | 4 | 100.0 | 2 | 1 | 6.5 | 7.0 | |
| | 土木 | 2 | 7 | 0 | 5 | 0 | 71.4 | 1 | 0 | 5.0 | - | - | - | - | - | - | 1 | 0 | 100.0 | 0 | 0 | - | - | |
| | 初級計 | | 6 | 49 | 17 | 41 | 16 | 83.7 | 19 | 8 | 2.2 | - | - | - | - | - | - | 18 | 8 | 94.7 | 4 | 1 | 10.3 | 5.9 |
| 小中学校事務 | | | 10 | 289 | 134 | 233 | 118 | 80.6 | 33 | 10 | 7.1 | - | - | - | - | - | - | 29 | 9 | 87.9 | 10 | 6 | 23.3 | 29.4 |
| 警 官 | 第1回 | 警A(男性) | 51 | 457 | - | 278 | - | 60.8 | 250 | - | 1.1 | 204 | - | 81.6 | 153 | - | 1.3 | 147 | - | 96.1 | 51 | - | 5.5 | 6.3 |
| | 第1回 | 警A(女性) | 4 | 101 | 101 | 51 | 51 | 50.5 | 21 | 21 | 2.4 | 17 | 17 | 81.0 | 12 | 12 | 1.4 | 11 | 11 | 91.7 | 4 | 4 | 12.8 | 11.0 |
| | | 小計 | 55 | 558 | 101 | 329 | 51 | 59.0 | 271 | 21 | 1.2 | 221 | 17 | 81.5 | 165 | 12 | 1.3 | 158 | 11 | 95.8 | 55 | 4 | 6.0 | 6.7 |
| | 第2回 | 警A(男性) | 20 | 228 | - | 102 | - | 44.7 | 93 | - | 1.1 | 87 | - | 93.5 | 60 | - | 1.5 | 56 | - | 93.3 | 20 | - | 5.1 | 9.3 |
| | 第2回 | 警A(男性武道) | 2 | 4 | - | 4 | - | 100.0 | 4 | - | 1.0 | 4 | - | 100.0 | 4 | - | 1.0 | 4 | - | 100.0 | 1 | - | 4.0 | 1.0 |
| | 第2回 | 警A(女性) | 2 | 36 | 36 | 17 | 17 | 47.2 | 10 | 10 | 1.7 | 9 | 9 | 90.0 | 6 | 6 | 1.5 | 6 | 6 | 100.0 | 2 | 2 | 8.5 | 7.5 |
| | 第2回 | 警B(男性) | 23 | 258 | - | 149 | - | 57.8 | 119 | - | 1.3 | 111 | - | 93.3 | 70 | - | 1.6 | 69 | - | 98.6 | 23 | - | 6.5 | 6.1 |
| | 第2回 | 警B(女性) | 4 | 60 | 60 | 24 | 24 | 40.0 | 20 | 20 | 1.2 | 18 | 18 | 90.0 | 12 | 12 | 1.5 | 10 | 10 | 83.3 | 4 | 4 | 6.0 | 7.3 |
| | | 小計 | 51 | 586 | 96 | 296 | 41 | 50.5 | 246 | 30 | 1.2 | 229 | 27 | 93.1 | 152 | 18 | 1.5 | 145 | 16 | 95.4 | 50 | 6 | 5.9 | 7.0 |
| | | 警察官計 | 106 | 1,144 | 197 | 625 | 92 | 54.6 | 517 | 51 | 1.2 | 450 | 44 | 87.0 | 317 | 30 | 1.4 | 303 | 27 | 95.6 | 105 | 10 | 6.0 | 6.8 |
| 民 間 経 験 者 | 薬剤師 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 100.0 | 1 | 0 | 1.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 農業土木 | 1 | 3 | 11 | 7 | 0 | 63.6 | 7 | 0 | 1.0 | 7 | 0 | 100.0 | 2 | 0 | 3.5 | 2 | 0 | 100.0 | 2 | 0 | 3.5 | - | |
| | 民間計 | 5 | 12 | 0 | 8 | 0 | 66.7 | 8 | 0 | 1.0 | 7 | 0 | 87.5 | 2 | 0 | 3.5 | 2 | 0 | 100.0 | 2 | 0 | 4.0 | - | |
| 資 格 免 許 | 第1回 | 作業療法士 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 100.0 | 2 | 0 | 2.0 | - | - | - | - | - | - | 2 | 0 | 100.0 | 1 | 0 | 2.0 | - |
| | 第1回 | 言語聴覚士 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 1 | 1.0 | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 100.0 | 0 | 0 | - | - |
| | 第2回 | 言語聴覚士 | 1 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 資格免許計 | 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | 100.0 | 3 | 1 | 1.0 | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 1 | 100.0 | 1 | 0 | 3.0 |
| 身 体 障 害 者 | 身障者選考(行政) | 1 | 6 | 2 | 6 | 2 | 100.0 | 5 | 2 | 1.2 | - | - | - | - | - | - | 5 | 2 | 100.0 | 1 | 0 | 6.0 | 5.0 | |
| | 身障者選考(警察行政) | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 100.0 | 2 | 0 | 1.0 | - | - | - | - | - | - | 2 | 0 | 100.0 | 1 | 0 | 2.0 | 4.0 | |
| | 身障選考計 | 2 | 8 | 2 | 8 | 2 | 100.0 | 7 | 2 | 1.1 | - | - | - | - | - | - | 7 | 2 | 100.0 | 2 | 0 | 4.0 | 4.5 | |
| 試験合計 | | | 237 | 2,446 | 656 | 1,710 | 496 | 69.9 | 889 | 146 | 1.9 | 735 | 111 | 82.7 | 474 | 73 | 1.6 | 511 | 88 | 57.5 | 231 | 48 | 7.4 | 8.1 |

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

選考により職員を採用できる職については、任用規則第12条に定められている。

なお、任用規則第16条に規定する医師・歯科医師等職員の採用選考については、各任命権者に委任している。

(ア) 選考試験の実施状況

平成26年度に、公募により行った選考試験の状況は次のとおりである。

(人)

| 職 種 | | 採用予定 人員 | 受験者数 | 合格者数 | 採用者数 |
|-------------|-----|------------|------|------|------|
| 行政（身体障害者） | | 1 | 6 | 1 | 1 |
| 警察事務（身体障害者） | | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 獣医師（衛生） | 1回目 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| | 2回目 | 4 | 6 | 4 | 4 |
| 獣医師（農政） | 1回目 | 2 | 8 | 3 | 0 |
| | 2回目 | 2 | 3 | 3 | 2 |
| ヘリコプター操縦士 | | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 航空整備士 | | 1 | 4 | 1 | 1 |

(イ) その他の採用選考の実施状況（任命権者委任分を除く。）

平成26年度に行った採用選考の状況は、次のとおりである。

(人)

| | 一 般 職 員 | | | | | 警 察 官 | |
|-------------|------------|--------------|------------|-----|----|------------|----|
| | 知 事 部 局 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 | その他 | 計 | 警 察 本 部 | |
| 部長及びその相当職 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 警 視 | 3 |
| 課長及びその相当職 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 | 警 部 | 1 |
| 課長補佐及びその相当職 | 0 | 26 | 1 | 0 | 27 | 警 部 補 | 3 |
| 係長及びその相当職 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 | 巡 査 部 長 | 4 |
| 上記以外 | 11 | 1 | 1 | 0 | 13 | 巡 査 等 | 2 |
| 合 計 | 17 | 32 | 4 | 0 | 53 | 合 計 | 13 |

ウ 任期付職員

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第59号）第2条第1項（特定任期付職員）及び第2項（一般任期付職員）の規定に基づき、任命権者が任期を定めて職員を選考により採用する場合又は任期を更新する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項又は第7条第3項の規定により、人事委員会の承認が必要である。

平成26年度は、一般任期付職員の採用は行わなかった。

(3) 職員の昇任

ア 競争試験による昇任

本県で現在実施している競争試験は、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみであり、その実施は警察本部長に委任している。

平成26年度の警察官昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(人)

| 試験区分 | 予備試験 | | 第1次試験 | | 第2次試験 | |
|----------|------|------|-------|------|-------|------|
| | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 |
| 警部(一般) | | | 148 | 33 | 33 | 21 |
| 警部(専門) | | | 33 | 8 | 8 | 2 |
| 警部補(一般) | | | 171 | 57 | 57 | 39 |
| 警部補(専門) | | | 15 | 10 | 10 | 4 |
| 巡査部長(一般) | 361 | 114 | 145 | 84 | 84 | 56 |
| 巡査部長(専門) | | | 12 | 7 | 7 | 5 |

イ 選考による昇任

任用規則第13条の規定により、警察官昇任試験以外の職への昇任については、選考により行っている。

平成26年度に行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

(人)

| | 一般職員 | | | | | 警察官 | |
|-------------|------|-------|------|-----|-----|------|----|
| | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | その他 | 計 | 警察本部 | |
| 部長及びその相当職 | 27 | 1 | 0 | 0 | 28 | 警視 | 21 |
| 課長及びその相当職 | 54 | 10 | 6 | 1 | 71 | 警部 | 19 |
| 課長補佐及びその相当職 | 170 | 48 | 10 | 9 | 237 | 警部補 | 12 |
| 係長及びその相当職 | 126 | 31 | 11 | 6 | 174 | 巡査部長 | 1 |
| 上記以外 | 67 | 6 | 5 | 0 | 78 | 巡査 | 0 |
| 合計 | 444 | 96 | 32 | 16 | 588 | 合計 | 53 |

(4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

関東近県の大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施している。

平成26年度は延べ9カ所で開催し、236人が参加した。

(イ) 公務研究セミナー・説明会等

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学・若手職員の体験談を実施している。

| 行事名 | 実施日 | 参加人数 |
|-----------|----------|------|
| 上級試験説明会 | 26. 5.17 | 182人 |
| | 26. 5.19 | |
| 公務研究セミナー | 26.12.25 | 114人 |
| 職場見学ツアー | 26.12.25 | 18人 |
| 職員採用ガイダンス | 27. 3. 2 | 224人 |
| | 27. 3. 8 | |

イ 県ホームページ「職員採用サイト」の運営

- ・採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や山梨県に関する情報提供を行っている。
- ・上級、初級、資格免許職、小中学校事務、警察官、民間企業等職務経験者の各職員採用試験及び身体障害者を対象とした職員採用選考試験については、やまなし申請・予約ポータルサイトから、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成26年度はこれによる申込者が919人で、申込者数全体の37.6%を占めた。

ウ フェイスブック及びツイッターによる情報発信

職員採用に関するフェイスブック及びツイッターページにより、職員採用に関する情報に加え、職員研修の様子や職員の日常業務など県庁に関する幅広い情報を発信している。

エ インターネット求人サイトへの募集広告の掲載

インターネット求人サイトへ人材募集広告を継続掲載し、本県希望者へ採用試験受験案内をはじめ、大学説明会の開催案内など、最新の情報を配信している。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員の給与実態調査

人事行政の適正な運営を図るための資料とし、民間給与との比較検討を行うため、平成26年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員等を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

平成26年4月現在

| 給料表 | 区分 適用人員 | 平均年齢 人 | 平均経験年数 年 | 学歴別人員構成比 | | | | 性別人員構成比 | |
|--------|------------|-----------|-------------|----------|----------|----------|----------|---------|--------|
| | | | | 大学卒 % | 短大卒 % | 高校卒 % | 中学卒 % | 男 % | 女 % |
| 行政職 | 3,456 | 43.3 | 21.0 | 75.5 | 9.1 | 15.4 | | 72.4 | 27.6 |
| 医療職（一） | 17 | 46.8 | 22.8 | 100.0 | | | | 82.4 | 17.6 |
| 医療職（二） | 60 | 39.1 | 16.8 | 53.3 | 46.7 | | | 11.7 | 88.3 |
| 医療職（三） | 49 | 39.8 | 17.3 | 91.8 | 8.2 | | | 8.2 | 91.8 |
| 研究職 | 198 | 41.7 | 18.3 | 97.5 | 2.0 | 0.5 | | 82.8 | 17.2 |
| 福祉職 | 52 | 32.8 | 9.7 | 96.2 | 3.8 | | | 36.5 | 63.5 |
| 教育職（一） | 1,968 | 44.4 | 21.4 | 94.5 | 3.2 | 2.3 | | 57.4 | 42.6 |
| 教育職（二） | 4,339 | 46.2 | 23.3 | 97.2 | 2.8 | | | 48.8 | 51.2 |
| 教育職（三） | 6 | 46.5 | 21.1 | 83.3 | 16.7 | | | 100.0 | |
| 公安職 | 1,626 | 38.6 | 17.3 | 54.7 | 4.8 | 40.4 | 0.1 | 95.0 | 5.0 |
| 全給料表 | 11,771 | 43.8 | 21.3 | 84.3 | 5.2 | 10.5 | 0.0 | 63.8 | 36.2 |

(イ) 給料表別平均給与額(平成26年4月現在)

| 給料表 | 一人当たり 平均 給与総額 | 内 訳 | | | | | | |
|--------------|---------------------|--------------------|--------|--------|-------|--------|-----------|------------|
| | | 給 料 | 扶養手当 | 地域手当 | 住居手当 | 通勤手当 | 管理職 手当 | その他の 手当 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 行政職 | 426,545 428,714 | 341,356 343,525 | 10,513 | 11,323 | 4,193 | 10,537 | 11,246 | 37,377 |
| 医療職(一) | 938,464 947,374 | 472,472 481,382 | 11,118 | 81,896 | 6,059 | 16,143 | 53,476 | 297,300 |
| 医療職(二) | 344,003 344,003 | 309,084 309,084 | 1,625 | 9,321 | 5,717 | 8,109 | - | 10,147 |
| 医療職(三) | 378,281 378,808 | 329,024 329,551 | 2,020 | 10,011 | 4,551 | 11,464 | 2,122 | 19,089 |
| 研究職 | 404,847 406,150 | 351,049 352,352 | 11,452 | 11,087 | 6,593 | 10,174 | 5,771 | 8,721 |
| 福祉職 | 338,858 338,858 | 291,776 291,776 | 3,692 | 8,864 | 7,115 | 10,515 | - | 16,896 |
| 教育職(一) | 445,078 445,933 | 388,493 389,348 | 8,947 | 12,050 | 5,090 | 10,275 | 3,538 | 16,685 |
| 教育職(二) | 435,133 436,845 | 387,843 389,555 | 7,709 | 12,106 | 2,901 | 6,059 | 7,203 | 11,312 |
| 教育職(三) | 460,565 460,565 | 413,867 413,867 | 18,167 | 12,961 | 9,000 | 6,570 | - | - |
| 公安職 | 425,176 425,808 | 320,132 320,764 | 12,150 | 10,166 | 2,159 | 4,346 | 3,662 | 72,561 |
| 合 計 (全平均) | 432,006 433,541 | 363,396 364,931 | 9,354 | 11,646 | 3,653 | 7,979 | 7,237 | 28,741 |

(注1)「一人当たり平均給与総額」及び「給料」の下段は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額を示す。

(注2)「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

(2) 民間の給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 調査期間 平成26年5月1日から6月18日まで(49日間)

(イ) 調査対象 平成26年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された318事業所

(ウ) 対象職種 76職種(うち初任給対象職種18職種)

(エ) 調査人員 6,358人(うち初任給対象職種285人)

(オ) 抽出方法

・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、142事業所を無作為に抽出した。(調査完了事業所 128事業所)

・従業員 初任給対象職種以外の調査対象職種については、これに該当する従業員が多数の場合には、一定数を抽出して調査を行った。また、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

| 産業分類 | |
|-----------------------------|-----|
| 農業、林業、漁業 | 0 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業 | 6 |
| 製造業 | 70 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業 | 14 |
| 卸売業、小売業 | 7 |
| 金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業 | 7 |
| 教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業 | 24 |
| 計 | 128 |

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

| 職種名 | 調査実人員 | 平均年齢 | 平成26年4月分平均支給額 | | | |
|--------|--------|-------|---------------|------------|-----------|---------|
| | | | きまって支給する給与(A) | うち時間外手当(B) | (A) - (B) | |
| | 人 | 歳 | 円 | 円 | 円 | |
| 事務関係職種 | 支店長 | 3 | 50.0 | 781,779 | - | 781,779 |
| | 事務部長 | 186 | 52.3 | 564,802 | 1,304 | 563,498 |
| | 事務部次長 | 93 | 51.6 | 534,878 | 4,449 | 530,429 |
| | 事務課長 | 389 | 48.9 | 509,735 | 6,764 | 502,971 |
| | 事務課長代理 | 173 | 43.9 | 501,893 | 52,980 | 448,913 |
| | 事務係長 | 269 | 46.4 | 434,039 | 52,276 | 381,763 |
| | 事務主任 | 354 | 42.3 | 356,683 | 32,716 | 323,967 |
| | 事務係員 | 1,333 | 38.0 | 322,234 | 35,884 | 286,350 |
| | 大学卒 | 592 | 35.1 | 324,706 | 34,018 | 290,688 |
| | 短大卒 | 348 | 37.9 | 304,569 | 38,476 | 266,093 |
| 高校卒 | 376 | 42.3 | 331,645 | 37,093 | 294,552 | |
| 中学卒 | 17 | 46.1 | 378,680 | 21,947 | 356,733 | |
| 技術関係職種 | 工場長 | 10 | 54.0 | 662,043 | - | 662,043 |
| | 技術部長 | 105 | 50.3 | 560,417 | 312 | 560,105 |
| | 技術部次長 | 26 | 50.2 | 503,879 | 921 | 502,958 |
| | 技術課長 | 338 | 49.0 | 499,069 | 10,485 | 488,584 |
| | 技術課長代理 | 90 | 44.8 | 444,414 | 52,569 | 391,845 |
| | 技術係長 | 292 | 45.8 | 447,133 | 53,989 | 393,144 |
| | 技術主任 | 391 | 43.3 | 408,790 | 66,744 | 342,046 |
| | 技術係員 | 1,220 | 37.5 | 352,052 | 55,987 | 296,065 |
| | 大学卒 | 614 | 35.8 | 361,336 | 60,817 | 300,519 |
| | 短大卒 | 125 | 35.6 | 354,287 | 75,574 | 278,713 |
| 高校卒 | 481 | 40.0 | 339,724 | 44,721 | 295,003 | |
| 中学卒 | - | - | - | - | - | |

(注) X印は資料僅少のため公表できないものである。

(ウ) 学歴別初任給

| 職種 | 学歴 | 金額 |
|-----------|-----|----------|
| 新卒事務員・技術者 | 大学卒 | 192,118円 |
| | 短大卒 | 171,141円 |
| | 高校卒 | 157,645円 |

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

| | |
|-----------|----------|
| 扶養家族の構成 | 支給月額 |
| 配偶者 | 14,258 円 |
| 配偶者と子 1 人 | 20,543 円 |
| 配偶者と子 2 人 | 25,696 円 |

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入額によって支給制限がある事業所を対象とした。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月17日、議会及び知事に、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

平成26年給与等に関する報告・勧告の骨子

平成26年10月17日
山梨県人事委員会

本年の給与勧告のポイント

平成26年4月の公民較差に基づく給与改定 ~月例給、特別給ともに7年ぶりの引上げ~
 月例給は、公民較差(857円、0.22%)を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点をおきながら(高齢層は据置き)給料月額を引上げ改定
 特別給(期末手当及び勤勉手当)については、0.2月分引上げ
給与制度の総合的見直しを実施
 給料表の水準を平均2%引下げ
 地域手当の一部見直し
 職務や勤務実績に応じた給与配分(単身赴任手当の引上げ等)

給与勧告の基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- ・ 本委員会は、公民給与を精密に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡、物価及び生計費の動向等をも考慮に入れ勧告
- ・ 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要

民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

128民間事業所の6,358人の個人別給与を实地調査(期間:平成26年5月1日~6月18日 完了率:90.1%)

月例給 職員と民間の4月分給与を調査(ベースアップ中止、定期昇給の昇給額の据置き等を実施した企業の状況も反映)し、単純な平均値ではなく、職種、役職段階、年齢など給与決定要素の同じ者同士を比較

職員給与と民間給与との較差

| | 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較差 (A) - (B) | 備 考 |
|--------|-------------|-------------|--------------------|--|
| 給与カット前 | 385,220円 | 384,363 円 | 857 円 (0.22%) | 職員の給与とカット措置がないものとして比較した場合、職員給与が民間給与を0.22%下回っている。 |
| 実支給額 | | 382,160 円 | 3,060 円 (0.80%) | 職員の実支給額で比較した場合、職員給与が民間給与を0.80%下回っている。 |

職員給与は、行政職給料表適用職員の平均給与月額（平均年齢43.6歳、平均経験年数21.3年）給与カットとは、平成23年10月1日から平成27年3月31日まで、「山梨県職員等の給与の特例に関する条例」に基づき、本県職員（管理職）の給料月額が、部局長級は4%、その他の管理職について3%それぞれ減額されている措置

公民比較は、給与カット前の職員給与により実施

【参考】 人事院勧告における官民較差 1,090円（0.27%）

特別給（期末・勤勉手当）

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較
民間と職員の特別給の支給状況

| 民間 | 職員 |
|---------|---------|
| 4.08 月分 | 3.90 月分 |

2 給与改定の考え方と内容

月例給

(1) 給料表

- ・改定率平均0.24% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
- ・初任給は民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,000円引上げ
- (2)初任給調整手当 行政職給料表との改定状況を勘案し、医師等の手当限度額を改定
- (3)寒冷地手当 新たな気象データ(メッシュ平年値2010)に基づき、支給地域の見直し

特別給（期末・勤勉手当）

- ・民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給割合等を考慮し引上げ
年間支給月数 3.90月 4.10月（0.2月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

| | | 6月期 | 12月期 |
|------|---------|---------------|---------------------|
| 26年度 | 期末手当 | 1.2 月（支給済み） | 1.400 月（現行 1.35 月） |
| | 勤勉手当 | 0.675 月（支給済み） | 0.825 月（現行 0.675 月） |
| 27年度 | 期末手当 | 1.225 月 | 1.375 月 |
| | 以降 勤勉手当 | 0.750 月 | 0.75 月 |

3 改定の実施時期

- ・給料表、初任給調整手当は平成26年4月1日
- ・特別給（期末手当及び勤勉手当）は同年12月1日
- ・寒冷地手当は平成27年4月1日（所要の経過措置）

【参考】

1 平成26年4月の公民の給与較差に基づく給与改定額

- ・行政職平均（新卒採用者を除く）

| 年齢 | 経験年数 | 改定前 | | 改定後 | | 増減額（率） | |
|--------|--------|-----------|-------------|-----------|-------------|------------------|---------------------|
| | | 給与月額 | 年間給与 | 給与月額 | 年間給与 | 月額 | 年間給与 |
| 43.6 歳 | 21.3 年 | 384,363 円 | 6,187,000 円 | 385,210 円 | 6,279,000 円 | 847 円 (0.22%) | 92,000 円 (1.49%) |

給与月額は、給料、地域手当、扶養手当、管理職手当、住居手当及びその他の手当で公民比較に使用した給与項目の合計額であり、年間給与は、4月の給与月額を基本に試算

2 最近の職員給与の改定状況

| 年度 | 月 例 給 | | 特 別 給 (月) | | |
|--------|-------|--|-----------|------|------|
| | 較差(%) | 改 定 内 容 | 改定前 | 改 定 | 改定後 |
| 平成12年度 | 0.12 | 扶養手当引上げ | 4.95 | 0.20 | 4.75 |
| 平成13年度 | 0.05 | 特例一時金の支給 | 4.75 | 0.05 | 4.70 |
| 平成14年度 | 1.98 | 給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ、 扶養手当(子等3人目以降)の引上げ等 | 4.70 | 0.05 | 4.65 |
| 平成15年度 | 1.05 | 給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ等 | 4.65 | 0.25 | 4.40 |
| 平成16年度 | 0.01 | 寒冷地手当の見直し | 4.40 | - | 4.40 |
| 平成17年度 | 0.37 | 給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ等 | 4.40 | 0.05 | 4.45 |
| 平成18年度 | 0.07 | 地域手当の引下げ | 4.45 | - | 4.45 |
| 平成19年度 | 0.99 | 給料表、扶養手当(子等)の引上げ等 | 4.45 | 0.05 | 4.50 |
| 平成20年度 | 0.02 | 医師の初任給調整手当の引上げ | 4.50 | - | 4.50 |
| 平成21年度 | 0.14 | 給料表の引下げ | 4.50 | 0.35 | 4.15 |
| 平成22年度 | 0.38 | 給料表の引下げ、 自宅に係る住居手当の引下げ | 4.15 | 0.20 | 3.95 |
| 平成23年度 | 0.19 | 給料表の引下げ | 3.95 | - | 3.95 |
| 平成24年度 | 0.00 | 月例給の改定なし | 3.95 | - | 3.95 |
| 平成25年度 | 0.01 | 月例給の改定なし | 3.95 | 0.05 | 3.90 |
| 平成26年度 | 0.22 | 給料表、初任給調整手当の引上げ、 寒冷地手当の見直し等 | 3.90 | 0.20 | 4.10 |

給与制度の総合的見直し

人事院は、地域間、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分といった課題への対応や雇用と年金の接続を踏まえ、給与制度の総合的見直しを勧告。

本県は、国の見直し内容を踏まえ、地方公務員法の均衡の原則や本県の実情等を考慮しながら、所要の見直しを実施。

1 総合的見直しの内容

- (1)給料表 人事院勧告における俸給表の平均2%引下げに準じて改定
- (2)地域手当 県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師については、人事院勧告の内容に準じて改定
- (3)単身赴任手当 人事院勧告の内容に準じて改定
- (4)管理職員特別勤務手当 人事院勧告の内容に準じて改定

2 改定の実施時期等

- ・ 給料表は平成27年4月1日に切替え
- ・ 給料表の切替えに伴う激変緩和のための経過措置を実施
- ・ 地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の見直しについては、平成27年4月1日から実施。地域手当及び単身赴任手当については、国に準じて段階的に引上げ

その他の給与上の課題

- ・ 獣医師の初任給調整手当については、他の都道府県では、優秀な人材の安定的な確保のため、支給していることから、必要性の有無について検討を行うことが必要。
- ・ 教員給与については、職務に応じた、メリハリある教員給与体系の確立が必要なことから、今後も国及び他の都道府県の状況等に注視しつつ、適切に対応していくことが必要。

- ・ 再任用職員の単身赴任手当については、年金の段階的な引き上げに伴い、今後、再任用希望者が増加し、幅広い職域や勤務地での活用が想定されることから、国に準じて措置することが必要。

給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するもの。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請。
- ・ 特例条例による給与の減額措置が実施されているが、速やかに本来の適正な給与水準が確保されることを求める。

公務運営に関する報告

1 有為な人材の確保・育成

- ・ 有為な人材の確保のため、これまでも採用説明会やオープン県庁の開催、フェイスブックページ、ツイッター、ホームページ等による情報発信、新たな試験（行政 ）などを実施しており、本年度も、一部の試験について、受験資格要件を緩和するなど、より多くの受験者を確保するための見直しを実施。
- ・ 少子化や民間の雇用情勢の改善に伴い、優秀な人材の確保が困難になってきていることから、インターンシップなど、県の仕事のやりがい、魅力を伝える取組の強化が重要。また採用試験制度についても、国や他の都道府県の動向を注視し、研究・検討を進めていくことが必要。
- ・ 民間企業の就職活動時期が、平成27年度卒業・修了予定者から後ろ倒しされたことにより、募集活動の見直しを行ったので、任命権者においても留意することが必要。

2 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 時代の変化に対応し、高度化・多様化する県民のニーズに的確に対応するため、公務の特性を踏まえた能力・実績等に基づく人事管理を進めていくことが必要。
- ・ 地方公務員法改正により、能力・実績に基づく人事評価制度が、全職員に対し導入されることとなったことから、評価制度を早期に構築し、職員等へ周知するなど対応を行っていくことが必要。

3 職員の勤務環境の整備

- ・ 所属長をはじめとする管理職等が、適切なマネジメントやリーダーシップを発揮することにより、職員間のコミュニケーションの円滑化に努め、職員一人ひとりのモチベーションを更に高めることを期待。

(1) 時間外勤務の縮減

- ・ 所属長等は、事前命令の徹底を図り、日頃から所属の業務量を的確に把握し、業務量に応じて、職員配置や業務分掌を見直すなど、適切な管理を行うとともに、時間外勤務の必要性を精査するなど、時間外勤務の縮減に努めることが必要。
- ・ 任命権者にとっては、目標時間の設定、管理等について、柔軟な対応を行うよう配慮することが必要。

(2) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 年次有給休暇は、心身のリフレッシュを図り、労働意欲の維持やワーク・ライフ・バランスを推進する上でも重要であるため、計画的な取得促進に向けた取組を進めることが必要。
- ・ 所属長等は職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得計画との乖離がある場合には、職員本人との面談を行うなど、取得しやすい環境づくりに努めることが必要。

(3) メンタルヘルス対策

- ・ 所属長等は、特定の職員に著しく業務の負荷をかけることのないよう適切な業務管理を心がけることが必要。
- ・ 職場内の円滑なコミュニケーションは、メンタルヘルス不調への気づきや早期対応などにも有効であるため、任命権者、所属長、職員が一体となり、働きやすい職場づくりを目指した取組を推進することが必要。

(4) 家庭と仕事の両立支援

- ・ 子育てや介護の傍ら、働き続ける職員が増えていることから、子育てや介護などの家庭生活における責任を果たすとともに、意欲的に職務に取り組むことができるよう、一層の支援が必要。今後も国の検討状況や他の都道府県の動向を注視し、可能な限りの支援を期待。

- ・ 配偶者同行休業については、仕事と家庭生活の両立支援の方策の一つとして、有為な人材の継続的な勤務を促進し、公務の円滑な運営に資する観点から、導入することが必要。

(5) ハラスメント防止対策

- ・ セクシュアル・ハラスメントの防止対策は、任命権者の取組により、一定の成果を挙げていることから、今後も引き続き適切に実施していくことが必要。
- ・ パワー・ハラスメントについては、任命権者が、引き続き職員が相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、研修等を通じて、職員の理解を深めていくことが必要。

4 服務規律の確保

- ・ 職員一人ひとりが、自らの行動が公務全体の信用に大きく影響することを強く自覚し、県民の模範となるよう行動するとともに、任命権者においては、引き続き服務規律の遵守の徹底が必要。

5 雇用と年金の接続

- ・ 平成27年度の定年退職者から、最長で2年間の無年金の期間が生じることから、今後、再任用希望者の増加が見込まれる。このため、再任用職員の職域拡大に向けた取組を進めるとともに、再任用希望者の多様な専門的知識や経験を活用できる環境の整備が必要。
- ・ 再任用の実施状況を検証し、国や他の都道府県の状況を注視しながら、雇用と年金の接続のあり方について検討することが必要。

6 その他の公務運営上の課題

- ・ 任命権者においては、これまでも女性の能力や適性を評価し、職域の拡大等に努めてきているが、今後は、国の動向等にも留意しながら、女性の働きやすい職場環境の整備や、有為な人材の積極的な登用を、一層進めていくことが必要。

(4) 勧告の実施状況

1 人事委員会勧告・報告等に基づくもの
 公民の給与較差に基づく給与改定

| 項目 | 実施状況 | | | | | | | | | |
|-------------|---|----------------|-----|------|-----------|--------------|----------------|-------------|----------------|----------------|
| (1) 給料表の改定 | (平均改定率0.24%) 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる。 | | | | | | | | | |
| (2) 諸手当の改定 | 医療職給料表(一)等の適用を受ける医師等に対する支給月額の限度額の引上げ | | | | | | | | | |
| ア 初任給調整手当 | (ア) 医療職(一) 最高 410,900円 412,200円 (イ) 医療職(一)以外 最高 50,000円 50,300円 | | | | | | | | | |
| イ 単身赴任手当 | ・再任用職員を支給対象とする。 職員に準じて支給。 | | | | | | | | | |
| ウ 期末・勤勉手当 | ・一般職員について、年間支給月数を引き上げる。3.9月 4.1月(+0.2月) | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)平成26年度</td> <td>1.875月(支給済み)</td> <td>2.225月(+0.20月)</td> </tr> <tr> <td>(イ)平成27年度以降</td> <td>1.975月(+0.10月)</td> <td>2.125月(+0.10月)</td> </tr> </tbody> </table> | | 6月期 | 12月期 | (ア)平成26年度 | 1.875月(支給済み) | 2.225月(+0.20月) | (イ)平成27年度以降 | 1.975月(+0.10月) | 2.125月(+0.10月) |
| | 6月期 | 12月期 | | | | | | | | |
| (ア)平成26年度 | 1.875月(支給済み) | 2.225月(+0.20月) | | | | | | | | |
| (イ)平成27年度以降 | 1.975月(+0.10月) | 2.125月(+0.10月) | | | | | | | | |
| | ・再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて、年間支給月数を引き上げる | | | | | | | | | |

給与制度の総合的見直し等のための改定

| | |
|------------|--|
| (1) 給料表の改定 | (平均改定率 2%) 国家公務員の俸給表に準じて給料月額を引き下げる。 |
| (2) 諸手当の改定 | (ア) 級地区分を1区分増設し、支給割合を見直す。 6区分(18%~3%) 7区分(20%~3%) |
| ア 地域手当 | (イ) 医師に対する支給割合を16%(現行15%)に引き上げる。 |

| | |
|--|---|
| イ 通勤手当 ウ 単身赴任手当 | 自転車使用者（片道5km以上）の手当額を引き上げる。 基礎額及び加算限度額をそれぞれ引き上げる。 |
| エ 管理職員特別勤務手当 | 基礎額23,000円 30,000円 加算限度額45,000円 70,000円 臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前0時から午前5時までの間の勤務を新たに支給対象。 |
| オ 定時制通信教育手当 | 支給割合を引き下げる。 10% 5% （管理職手当受給者 8%以内 4%以内） |
| (3)経過措置として、切替前に受けていた給料月額との差額を支給する。（現給保障） | |

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成6年人事委員会規則第7号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

| 区 分 | 平成25年度末 (26.3.31) 係 属 件 数 | 平成26年度 | | 平成26年度末 (27.3.31) 係 属 件 数 |
|---------|---------------------------------|--------|---------|---------------------------------|
| | | 新規要求件数 | 終 結 件 数 | |
| 給 与 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 勤 務 時 間 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 休 暇 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 1 | 1 | 0 |

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年人事委員会規則第5号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

| 区 分 | | 平成25年度 末 (26.3.31) 係属件数 | 平成26年度 | | 平成26年度末 (27.3.31) 係属件数 | 平成26年 度 口頭審理 開催回数 |
|------------------|-----|----------------------------------|--------|------|------------------------------|----------------------------|
| | | | 申立件数 | 終結件数 | | |
| 分 限 処 分 | 免 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降 任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降 給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 懲 戒 処 分 | 免 職 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 停 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 減 給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 戒 告 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |

(3) 苦情相談

ア 制度の概要

苦情相談の制度は、職員が、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができるものであり、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（法第8条第1項第11号）。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における職員からの苦情相談の状況については、次表のとおりであり、すべて新規の事案であった。

(件)

| 任用関係 | 給与関係 | 勤務条件 関 係 | 服務関係 | 福利厚生 関 係 | 公平審査 関 係 | パワハラ・ セクハラ | 計 |
|------|------|-------------|------|-------------|-------------|---------------|---|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は同法第29条に規定する懲戒処分を行った場合、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第7号）第2条第2項又は山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条の規定に基づき、人事委員会に処分した旨を通知することとされている。

イ 平成26年度の処理状況

人事委員会に通知のあった平成26年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が129件、懲戒処分が10件であった。

(件)

| 処分者 区分 | | 知 事 | | 教育委員会 | | 警察本部長 | | 公営企業管理者 | | その他 | | 計 | |
|------------------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 25 年度 | 26 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| 分 限 処 分 | 免 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 職 | 67 | 58 | 53 | 63 | 12 | 8 | 0 | 0 | 3 | 0 | 135 | 129 |
| | 降 任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降 給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 67 | 58 | 53 | 63 | 12 | 8 | 0 | 0 | 3 | 0 | 135 | 129 |
| 懲 戒 処 分 | 免 職 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 停 職 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 減 給 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | 戒 告 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3 |
| | 計 | 3 | 1 | 4 | 7 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 10 |
| 合 計 | | 70 | 59 | 57 | 70 | 13 | 10 | 0 | 0 | 3 | 0 | 143 | 139 |

4 職 員 団 体

(1) 職員団体の登録

法第52条の規定により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として、職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号。以下「職員団体条例」という。）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については、人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。

職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

（平成27年3月31日現在）

| 職員団体名 | 登録年月日 | 組織の別 | | 法人格取得の有無 | |
|--------------------|----------|------|------|----------|---|
| | | 連合体 | 単体団体 | 有 | 無 |
| 自治労山梨県職員労働組合 | 昭41.10.8 | | | | |
| 山梨県高等学校・障害児学校教職員組合 | 昭41.10.8 | | | | |
| 山梨県教職員組合 | 昭41.10.8 | | | | |
| 山梨県公立小中学校長組合 | 昭41.10.8 | | | | |
| 山梨県公立小中学校教頭組合 | 昭43.3.23 | | | | |

イ 解散の届出

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、解散したときは人事委員会に届け出なければならないが、平成25年度に、次の団体から解散の届出があった。

| 職員団体名 | 解散の届出受理年月日 | 登録年月日 | 組織の別 | 法人格取得 |
|------------|------------|----------|------|-------|
| 山梨教育運動ユニオン | 平25.5.17 | 平5.12.20 | 単体団体 | 有 |

ウ 変更登録の状況

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から10日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成26年度における変更状況は、次のとおりである。

| 登録団体数 | 変更届出件数 | 内 訳 | | | |
|-------|--------|-----|---------|-----|-----|
| | | 規 約 | 登 録 事 項 | | |
| | | | 名 称 | 所在地 | 役 員 |
| 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第12号）で定めており、平成26年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成27年3月31日現在)

| 組織上の区分 | | 職又は職員 | |
|--------------|----------------------------|---|--|
| 議会事務局 | | 事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹(局付の者に限る。) | |
| 知事の事務部局 | 本庁 | 部長 局長 会計管理者 林務長 防災危機管理監 出納局長次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 理事 技監 参事 企画調整主幹 主幹(部又は局付の者に限る。) 政策参事 政策主幹 | |
| | 秘書課 | 秘書担当の課長補佐 秘書担当職員 | |
| | 行政改革推進課 | 行政組織担当の課長補佐及び職員 | |
| | 人事課 | 総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員 | |
| | 職員厚生課 | 管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企画立案担当の職員 | |
| | 財政課 | 予算担当の課長補佐 主任主計員 主計員 | |
| | 管財課 | 庁舎管理担当の課長補佐 自動車管理事務所長 守衛長 | |
| | 私学文書課 | 法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員 | |
| | その他の出先機関 | 事務局長 所長 課税・管理部長 自動車税部長 滞納整理部長 場長 園長 校長 支所長(所長の事務を専決する権限を有する者に限る。) 副所長 事務局次長 副場長 次長(所長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。) 副園長 副校長(校長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 地域防災幹 | |
| | 消防学校 | 教頭 | |
| あけぼの医療福祉センター | 総看護師長 副総看護師長 | | |
| 宝石美術専門学校 | 教授(大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。) | | |
| 教育委員会 | 教育庁 | 本庁 | 教育長 教育次長 理事 文化振興監 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 企画調整主幹 参事 主幹(教育庁付の者に限る。) |
| | | 総務課 | 総務企画担当、行政管理担当及び経理担当の課長補佐 人事又は服務に関する企画立案担当の職員 |
| | | 福利給与課 | 福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐 福利厚生、給与又は公務災害に関する企画立案担当の職員 |
| | | 義務教育課 | 人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員 |

| | | | |
|------------|------|-----------|--|
| | | 高校教育課 | 人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員 |
| | | 教育事務所 | 所長 副所長 次長 |
| | | 埋蔵文化財センター | 所長 次長 |
| | 教育機関 | | 館長 副館長 次長 |
| | | 総合教育センター | 所長 副所長 部長 |
| | | 県立学校 | 校長 副校長 教頭 事務長 |
| 人事委員会事務局 | | | 事務局長 次長 総括次長補佐 任用審査担当及び給与担当の次長補佐 任用審査担当及び給与担当のリーダー 人事、給与、服務又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 |
| 監査委員事務局 | | | 事務局長 次長 総括次長補佐 庶務を担当する副主査以上の職員 |
| 労働委員会事務局 | | | 事務局長 次長 次長補佐 |
| 選挙管理委員会事務局 | | | 書記長 書記次長 |

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。

なお、平成26年度は事業区分の変更はなかった。

(2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

(3) 平成26年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

| 監督機関 | 号別 | 業種 | 事業場名 | | |
|---------|-----|-------|--|--|-------|
| | | | 知事部局 | 教育委員会 | 公安委員会 |
| 労働基準監督署 | 03号 | 建設業 | 建設事務所（支所を含む。） 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所 | | |
| | 13号 | 保健衛生業 | 児童相談所（一時保護課に限る。） 甲陽学園 あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生検査所 精神保健福祉センター 保健福祉事務所 中北保健福祉事務所峡北支所 | 盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎 | |
| 人事委員会 | 12号 | 教育研究業 | 職員研修所 消防学校 衛生環境研究所 富士山科学研究所 総合理工学研究機構 宝石美術専門学校 工業技術センター（ワインセンターを含む。） 産業技術短期大学校 高等技術専門学校 就業支援センター 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 森林総合研究所 | 高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 総合教育センター 図書館 埋蔵文化財センター 美術館 博物館 考古博物館 文学館 | 警察学校 |

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

| 監督 機関 | 号別/業種 | 事業者名 | | | |
|---------------|------------|------------------|----------------|--|---|
| | | 知事部局 | 教育委員会 | 公安委員会 | その他 |
| 人事 委員 会 | 官公署の 事業 | 知事部局本庁 | 教育庁本庁 教育事務所 | 警察本部（附 置機関を含 む。） 警察署（交 番、駐在所及 び連絡所を 含む。） | 議会議務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 （地方事務局を含む。） |
| | | 地域県民センター | | | |
| | | 林務環境事務所 | | | |
| | | 農務事務所 | | | |
| | | 県民生活センター | | | |
| | | 東京事務所 | | | |
| | | 総合県税事務所 | | | |
| | | パスポートセンター | | | |
| | | 女性相談所 | | | |
| | | 児童相談所（一時保護課を除く。） | | | |
| | | こころの発達総合支援センター | | | |
| | | 障害者相談所 | | | |
| | | 動物愛護指導センター | | | |
| | | 大阪事務所 | | | |
| | | 計量検定所 | | | |
| | | 家畜保健衛生所 | | | |
| | | 広瀬・琴川ダム管理事務所 | | | |
| | | 荒川ダム管理事務所 | | | |
| 大門・塩川ダム管理事務所 | | | | | |
| 深城ダム管理事務所 | | | | | |

（４）労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成26年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

（件）

| 内 容 | 件 数 | | | | 根 拠 法 令 |
|------------------------|------------|--------------|------------|-----|-------------------------|
| | 知 事 部 局 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 | 合 計 | |
| 解雇予告除外認定 | - | - | - | - | 労働基準法第20条 |
| 非常災害時の理由による 労働時間延長届 | - | - | - | - | 〃 第33条 |
| 時間外労働・休日労働に 関する協定届 | - | - | 1 | 1 | 〃 第36条 |
| 断続的な宿直又は日直勤 務許可 | - | - | 1 | 1 | 〃 第41条 |
| 総括安全衛生管理者選任 報告 | - | - | - | - | 労働安全衛生規則第2条 |
| 衛生管理者選任報告 | - | 1 | - | 1 | 〃 第7条 |
| 産業医選任報告 | - | 1 | - | 1 | 〃 第13条 |
| 定期健康診断結果報告 | - | - | - | - | 〃 第52条 |
| 労働者死傷病報告 | - | - | - | - | 〃 第97条 |
| ボイラー等の設置にかか る検査 | - | - | - | - | ボイラー及び圧力容器安全規則 第14条等 |
| 機械等の設置届 | 1 | - | - | 1 | 〃 第10条等 |